

財産及び請求権協定に関する基本観念並に要綱（案）

（一七、一八、一九）  
（理、外、債）

I 基本観念

一、平和条約第四条B項との関係

日本国は、日本国及び日本国民の在韓財産に対し、在韓米軍政府により又はその指令に従って行われた処分の効果を承認しなければならぬか、その処分は、一種の敵産管理処分であつて、当該財産に関する権利の最終的消滅（没収）を意味しないものと解する。

又、米韓協定に基く日本国及び日本国民の在韓財産の韓国政府への移転（transfer）は、当該財産の單純な管理の移転であつて、米軍司令官の管理権をその繼承したものではない。

従つて、韓国政府はこれらの財産の処分権を有しないものと解する。

二、平和条約第八条と米韓協定との関係

平和条約第十一条の規定は、韓国が、平和条約第八条の利益を主張しない

この日本私法は、オーストリアの法に似て、明かである。

（仮令、韓国が）平和条約第八条により、大韓協定が効力を日本側に承認するべきものとせしめても、

前記一つに依り、その移転の効力は限定されるものと解する。）

三 帰属財産処理法関係

日本国は、日本国及び日本国民の在韓財産に対し、韓国が一九四九年十二月十九日法律第七十四号により制定した帰属財産処理法等の効果を承認する義務は何等存しないものと解する。

II 原則

一 韓国は、日本国民（法人を含む）の在韓財産（権利、利益及びその果実を含む）に対し、韓国及び韓国国民に対し、取得し、移転する日本国民（法人を含む）の権利を承認し、これを当該権利者に回復する措置を講ずるものとす。

当該財産（権利、利益及びその果実を含む）が韓国又は韓国国民の責任において侵害せられてゐるときは、これが原状回復又は損害の補償を実行するものとす。

回復の態様については財産（権利、利益及びその果実を含む）の種類に応じ、別途協定するものとす。

二 韓国は一九四五年在韓日本国民の財産を韓国政府の指示に基づき、実施される日本国内における措置の効果を承認するものとす。

三 日本国は韓国国民（法人を含む）が日本国及び日本国民に対して正当に取得した財産（権利、利益及びその果実を含む）を尊重し、これを常時確認する措置を講ずるものとす。

その権利の行使の方法等については別途協定するものとす。

三 日本国及び韓国は、一九四五在韓日本国民の財産を韓国政府の指示に基づき、実施される日本国内における措置の効果を承認するものとす。

II 例示的处理要領

一 預金部関係

イ、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替

イ、一九四五平八月十五日以前韓国において預入された郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、日本において支払うものとする。

ロ、一九四五平八月十六日以降韓国において預入された郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、韓国において支払うものとする。

ハ、一九四五平八月十六日以降日韓兩國において支払済の郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、別途調整の措置を講ずるものとする。

ニ、簡易生命保険、郵便年金

イ、韓国において契約された簡易生命保険、郵便年金については、韓国において支払うものとする。

ロ、韓国において契約された簡易生命保険、郵便年金の余額金にして日本側に引

降みのものは、韓国に引き渡すものとする。

三 貸付金

預金部の韓国マ民（法人を含む）に対する貸付金は、当該債務者において、これを支払うものとする。

二 在外本株式会社関係

日本国

イ、日本国及び日本国民の韓国に本店又は主たる事務所がある法人の株主権が在韓米軍政府により売却された法人の日本にある財産を、連合軍最高司令官の指示に従い、日本において処分せられぬ限り、債権人に対し履行するものとする。

前項の売却により生じた売却代金は日本国及び国民に引渡されるものとする。

ス、日本国及び日本国民の韓国に本店又は主たる事務所がある法人の株主権が在韓米軍政府により売却されなかつたものについては、<sup>（韓国は）</sup>株主権の存続を法的に確認するものとする。

ホ、韓国に本店又は主たる事務所がある法人で、その債務が日本にある財産と関係する

とある法人の日本にある財産の処分については、別途協議するものとする。

### 三、公債関係

日本国の発行した公債及び日本に本店又は主たる事務所を有する法人が発行した社債については、その発行者が支払う責を負うものとする。

但し、連合国最高司令官の指示に基き無効とされた証券についてはこの限りでない。

又、韓国は朝鮮事業公債法、米穀生産財産確保に關する法律等に基づき発行された公債の未償還残高等に相当する資金を、日本政府に引き渡すものとする。

三、韓国における地方公共団体の発行した公債及び韓国に本店又は主たる事務所を有する法人が発行した社債については、その発行者が支払う責を負うものとする。

### 四、日本銀行券

日本国は日本銀行券について日本銀行が債務者であることを確認する。

その決済については、別途協議するものとする。

### 五、朝鮮銀行券

韓国は朝鮮銀行券について韓国銀行が債務者であることを確認する。

### 六、被徵用韓人の未收金

請求権

日本国は、被徵用韓人の未收金及び他韓国人民が日本国及び日本國民に対し正當に取得した請求権を、確認するものとする。

その支払の手続については、別途協議するものとする。

### 七、その他の請求権

日本国は、朝鮮半島の解放後、韓国及び北朝鮮の両方に對し、日本國の對韓政策の原則に従つて、

解決するものとする。

解決の方法については、別途協議するものとする。